

承認第5号

専決処分したものに付き承認を求めることについて
(多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)

多可町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月8日提出

多可町長 戸 田 善 規

専決第6号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年4月10日専決

多可町長 戸 田 善 規

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

平成27年4月10日

条例第 25 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第 137号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の多可町介護保険条例第2条第6項の規定は、平成27年度から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

多可町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。</u></p>